

定 款

制定	平成 24 年 12 月 27 日
改訂	平成 25 年 4 月 1 日
改訂	平成 27 年 6 月 30 日
改訂	平成 27 年 12 月 1 日
改訂	平成 28 年 4 月 1 日
改訂	平成 29 年 4 月 1 日

社会福祉法人千葉学園定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業
- (ハ) 病児保育事業
- (ニ) 送迎保育事業
- (ホ) 地域子育て支援拠点事業
- (ヘ) 放課後児童健全育成事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人千葉学園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして子育て世帯等を支援するため無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を埼玉県三郷市中央一丁目二番地一 ザ・ライオンズ三郷中央二一六号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員八名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。
- 6 評議員選任・解任委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第一号又は第二号に該当する者の配偶者、三親等以内の親族、使用人(過去に使用人になったものを含む)

(評議員の資格等)

第七条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から選ぶ。

- 2 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を順守するとともに、この法人の評議員のうちには評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が三百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第三章 評議員会

(評議員会の構成)

第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、解散（破産による解散を除く）
- (7) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (8) 残余財産、基本財産の処分
- (9) 事業計画及び事業報告の承認
- (10) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(評議員会の開催)

第十二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三か月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第十三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議決)

第十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第十五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第十六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 七名
- (2) 監事 二名

2 理事のうち一名は、理事の互選により理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 この法人に常務理事一名を置き、理事の互選により選任する。

5 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第十七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第十八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上を自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第二十条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第二十一条 理事又は監事が次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二十二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによって、支給しない。
- 3 役員には費用を弁償することができる。(費用弁償分は報酬に含まれない)

(職員)

第二十三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(理事会の構成)

第二十四条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第二十六条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第二十七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第二十八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二十九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地 埼玉県三郷市中央一丁目二番地一

(2) 建物 埼玉県三郷市中央一丁目二番地一ザ・ライオンズ三郷中央二一六号（鉄筋コンクリート二階部分 596.06 平米）

(3) 建物 埼玉県三郷市中央二丁目二十九番十七
（木造合金メッキ鋼板葺き二階建て 825.61 平米）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三十条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、三郷市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三郷市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三十一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に変えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三十二条 この法人の事業計画書及び収支予算書は毎会計年度前日までに理事長が作成し理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを

変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所(および従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) (3)及び(4)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち(1)、(3)、(4)、(6)の書類については定時評議員会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間、また、従たる事務所に三年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議

員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第三十七条 この法人が保有する株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の三分の二以上の同意を得なければならない。

第七章 収益を目的とする事業

(種別)

第三十八条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 自動販売機の設置

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三十九条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第一八五号)第十三条及び平成十四年厚生労働省告知第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第八章 解散及び合併

(解 散)

第四十条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四十一条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちからの選出されたものに帰属する。

(合 併)

第四十二条 合併しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、三郷市長の認可を受けなければならない。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四十三条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三郷市長の認可(社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三郷市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十四条 この法人の公告は、社会福祉法人千葉学園の掲示場に掲示するとともに、官報又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四十五条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	千葉 静枝
理事	糸田川 周
理事	川上 康正
理事	山口 盛弘
理事	鈴木 良平
理事	佐渡 希
理事	渡邊 登
監事	山岸 正夫
監事	白井 将志

附 則

- 1、この定款は、平成二十四年十二月二十七日から施行する。
- 2、この定款は、平成二十五年 四月 一日から施行する。
- 3、この定款は、平成二十六年 四月 一日から施行する。
- 4、この定款は、平成二十七年 一月三十一日から施行する。
- 5、この定款は、平成二十七年 六月 三十日から施行する。
- 6、この定款は、平成二十九年 四月 一日から施行する。